

職員の給与等に関する報告及び勧告について

岩手県人事委員会委員長談話（平成 27 年 10 月 19 日）

本日、岩手県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

（給与勧告の基本的考え方）

- 1 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視するとともに、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ってまいりました。

（本年の給与改定）

- 2 本年 4 月の職員給与と県内の民間給与を比較したところ、民間給与が職員給与を平均 788 円（0.21%）上回る結果となりました。そのため、これに見合うよう若年層に重点を置きながら給料表水準の引上げを行うこととしたほか、医師等の初任給調整手当の引上げについて勧告しました。

また、ボーナス（期末手当・勤勉手当）については、民間が職員を上回っていることから、職員の年間支給月数を 4.15 月分に引き上げることを勧告しました。

（給与制度の総合的見直し）

- 3 さらに、公民給与の比較結果では、50歳台後半層の給与は職員が民間を上回り、逆に若年層の給与は職員が民間を下回っており、世代間における公民の給与差が認められました。

このような本県職員の給与実態や県内の民間給与水準との均衡、また、国や他の都道府県の実施状況などを考慮し、本県においても、給料表水準を平均 1%引き下げ、単身赴任手当等の諸手当を引き上げる給与制度の総合的な見直しを平成28年4月から行うことを勧告しました。

(公務運営事項)

4 公務運営事項については、有為な人材の確保や女性の登用の拡大、職業生活と家庭生活の両立支援や長時間勤務の解消、心身の健康管理等について報告を行いました。

職員各位におかれましては、県民の公務に寄せる期待と信頼にこたえるよう、高い倫理感を保ち、県民の視点に立ってその職責を果たされることを要望します。

議会及び知事におかれましては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割に加え、以上の状況を十分に理解され、適切に対応されるよう要請します。

県民各位におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

平成 27 年 10 月 19 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司